

(別紙)

議員名	科目	内 訳	支出額	原告らの主張		裁判所の判断 本件用途基準に 合致しない額
				違法支出額	理 由	
A	研究研修費	NHK 「開局65周年」を祝う会費(同会事務局)	8000	8000	いずれも交際費あるいは個人的な支出というべきである。	8000
		評議員会懇親会会費(財団法人L市体育協会)	5000	5000		5000
		ねぶた用ゆかた等の購入費用(L市)	11810	11810		11810
		8市野球大会費(M市議)	5000	5000		5000
		個人会費(原水爆禁止L市民会議)	1000	1000		0
		会費(党全国連合内自治体議員団全国会議)	3000	3000		3000
		ねぶたまつり負担金及びO町との懇談会費(L市議会事務局)	10000	10000		3000
		N地区体育文化交流センター落成祝賀会会費(N地区町会連合会)	3000	3000		3000
		講演会会費(講演会実行委員会)	1000	0		0
		映画チケット代(映画「 」を観るLの会)	1000	0		0
		講演会会費(講演会実行委員会)	1000	0		0

(別紙)

		科目総額	49810	46810		38810
調査旅費		管内視察研修食事代 (L市議会事務局)	1290	1290	一斉地方選挙当選者を対象としたL市の施設案内の過程で訪問した給食センターでの食事代である。	0
		O町交流会タクシー代	1140	1140	L市O町友好都市盟約締結20周年記念のO町訪問の際のタクシー代であると推測される。	0
		高速料金	3350	3350	何の目的でどこに行ったのか、だれの車両に対する支出か全く説明されていない。	0
		ガソリン代	3742	3742	何の目的で、だれの車両に対する給油か不明である。	0
		科目総額	9522	9522		0
事務所費		賃料(Q)	220000	220000	事務所は議員自宅であり、その実質的所有者は議員本人で賃料の受領者は配偶者である。また、事務所は選挙のための後援会事務所として設置されたものであるから、目的外支出というべきである。	110000
		その他(書棚,いすの購入費,アンテナ工事代等)	64664	64664	仮に事務所が独立したものであったとしても、事務所は選挙のための後援会事務所として設置されたものであるから、目的外支出というべきである。	32332
		科目総額	284664	284664		142332
雑費		名刺代	8400	8400	名刺は一般的に議員活動に用いられるもので、目的外支出である。	8400
		科目総額	8400	8400		8400
	自己負担分		-54859	-54859		-54859
	合計		297537	294537		134683
B	研究研修費	情報交換・懇談会費 (R荘)	10972	10972	請求領収書の記載内容から単なる懇親のための一泊旅行であることがうかがわれるから、目的外支出というべきである。	10972
		科目総額	10972	10972		10972
	調査旅費	S市への調査費	47098	47098	訪問先の自治体を通じての情報収集が行われておらず、また、乗車券の購入状況から計画的な調査旅行とは考えられないから、旅行の目的が不明であり、単なる観光旅行であったとの疑念を払拭できない。	47098
		T青果・世界遺産U調査費	117680	117680	詳細が分からないため、個人的観光旅行であることも疑われる。	117680
		ガソリン代	83936	83936	5月6日付け決済のガソリン代3万1328円は、他の月との比較から、一斉地方選挙に係る車両への支出も疑われる。それ以外のガソリン代の支出も、相当程度に個人的な使用に供されていたことが疑われ、目的外支出である。	62952

(別紙)

		タクシー代及び駐車場代	19010	19010	タクシーの利用は、何の目的か全く不明であり、個人的な使用で、目的外支出というべきである。駐車場には議員の自宅近くのもが含まれ、自家用車で出かける必要があったのか、私用での支出とも疑われる。	19010
		総会費及び年会費(W)	15000	15000	「W」は青森県内の若手有志の集まりであるとされるが、その会の主目的は会員相互の交流にあり、派閥的懇親団体であると思料されるところ、その総会費は懇親会の費用であり、その会費は当該組織の維持費用に充てられるものであり、目的外支出である。	15000
		自己負担分	-14233	-14233		-14233
		科目総額	268491	268491		247507
資料購入費		陸奥新報、毎日新聞及びスポーツニッポン購読料	97537	97537	陸奥新報及び毎日新聞については、領収書の宛先は議員個人であり、議員は政務調査のための独立した事務所を設置していないから自宅に配達された個人的な購読であり、目的外支出である。スポーツニッポンについては、個人的趣味のための購読であり、目的外支出である。	35860
		週刊誌等雑誌代	16610	16610	いずれもコンビニエンスストアで、大半が深夜に購入され、金額が限定されているから、特定の数種の週刊誌を定期的に購入していたものと思料され、目的外支出が疑われる。	16610
		不明(領収書消失)	8867	8867	領収書等の書類について整理・保管が義務付けられているにもかかわらず遵守せず、架空計上も疑われる。	8867
		科目総額	123014	123014		61337
雑費		自宅固定電話料金	24755	24755	大半が基本料であるから、個人的支出というべきである。	24755
		事務所電話料金	132512	132512	請求先が後援会事務所宛になっており、目的外支出である。	66256
		携帯電話料金	220823	220823	大半が私的使用というべきである。	220823
		郵便代	640	640	目的外支出が疑われる。	0
		自己負担分	-116298	-116298		-116298
		科目総額	262432	262432		195536
	自己負担分		-4909	-4909		-4909
	合計		660000	660000		510443
K	研究研修費	地域政策セミナー会費(政策研究会)	10000	10000	いずれも任意団体で、団体の活動内容及びセミナーの内容が不明である。	0

(別紙)

	人材育成セミナー会費(広域産学協同人材育成懇談会)	10000	10000		0	
	高速・有料道路料金	3260	3260	政務調査目的の支出とは認められない。	3260	
	ガソリン代	49563(=247815×20%)	49563(=247815×20%)	按分の根拠が示されていない。	34075	
	不明	69237	69237	説明がなく、違法支出が疑われる。	69237	
	科目総額	142060	142060		106572	
事務所費	事務所電話料金(基本料)	22946	22946	事務所そのものが政務調査以外の目的に使われていたものと解される上、請求書が議員個人宛であり、総支払金額の約6割が計上されているがそれが基本料か判断できないから、目的外支出である疑いが払拭できない。	4703	
	科目総額	22946	22946		4703	
自己負担分		-158683	-158683		-158683	
合計		6323	6323		0	
C	調査旅費	行政視察費(ア市、イ市)	131000	18159	13万1000円のうち、みやげ代1000円(7000円÷7)は政務調査のための支出とはいえない。費用弁償上の金額を超える食卓費7670円(1559円+1385円+3260円+1466円)は、個人的負担とすべきである。タクシー代及び有料道路料金7617円((2万7810円+1480円+2万3880円+150円)÷7)は、公共交通機関を利用せずタクシーを利用する必然性はなく、また、みかん畑を見るのはL市政との関係が皆無である。ロープウェイ料金400円は単なる観光である。会派用の書類送付費用311円(2180円÷7)は、領収書がなく、目的外支出である。写真代1161円((1822円+3843円+1417円+1047円)÷7)は、同行した議員がそれぞれのカメラで写した記念写真、スナップ写真であることが容易に推測される。	0
	科目総額	131000	18159		0	
	資料購入費	陸奥新報、農業新聞購読料	35200	28600	陸奥新報は一般紙であり、自宅住所に配達されていて議員になってから購読したものが不明であり、個人的な目的外の購読料の支出が疑われる。	0
	科目総額	35200	28600		0	
事務所費	リース代	228000	228000	いずれも領収書がC後援会宛であり、目的外支出というべきである。	114000	
	科目総額	228000	228000		114000	

(別紙)

	雑費	携帯電話料金(2分の1)	135411	135411	携帯電話は議員個人が契約者であり、事務所に電話の設置がないことが容易に思料され事務所とされているものが事務所の体をなしていないことも想定されるから、電話の使用内容が目的外のものであるとの疑いが払拭できない。	135411
		科目総額	135411	135411		135411
	合計		529611	410170		249411
D	研究研修費	世界遺産ウ及び工市場調査研修費	126000	126000	議員提出の報告書の記載内容からすれば、少なくともウについては個人的観光旅行とも想定される。また、工市場に出向くこととL市の政務調査とは無関係である。加えて、収支報告書備考欄記載の「会場費等」が何を指すのか不明である。	84000
		科目総額	126000	126000		84000
	調査旅費	会行政視察費(ア市、イ市)	131000	18159	13万1000円のうち、みやげ代1000円(7000円÷7)は政務調査のための支出とはいえない。費用弁償上の金額を超える食卓費7670円(1559円+1385円+3260円+1466円)は、個人的負担とするべきである。タクシー代及び有料道路料金7617円((2万7810円+1480円+2万3880円+150円)÷7)は、公共交通機関を利用せずタクシーを利用する必然性はなく、また、みかん畑を見るのはL市政との関係が皆無である。ロープウェイ料金400円は単なる観光である。会派用の書類送付費用311円(2180円÷7)は、領収書がなく、目的外支出である。写真代1161円((1822円+3843円+1417円+1047円)÷7)は、同行した議員がそれぞれのカメラで写した記念写真、スナップ写真であることが容易に推測される。	0
		科目総額	131000	18159		0
	資料購入費	東奥日報及び陸奥新報購読料	61600	61600	いずれも自宅での購読であるとうかがわれ、私的購読であるというべきである。	0
		科目総額	61600	61600		0
	広報費	広報費、報告書	45000	45000	領収書等もなく支出が確認できず架空計上であることも疑われる。	45000
		科目総額	45000	45000		45000
	会議費	会場費・茶菓代	43000	43000	領収書等もなく支出が確認できず架空計上であることも疑われる。	43000
		科目総額	43000	43000		43000
	人件費	アルバイト等	40000	40000	領収書等もなく支出が確認できず架空計上であることも疑われる。	40000
		科目総額	40000	40000		40000
	事務所費	電気料金	60500	60500	政務調査目的ではなく、「D家具センター」の経費として支払われた	60500
		水道料金	5500	5500	ものを任意に按分したものである。	5500
		科目総額	66000	66000		66000

(別紙)

	雑費	事務所電話料金	31997	31997	政務調査目的ではなく、「D家具センター」の経費として支払われたものである。	23998
		ガソリン代	62037	62037	研究研修費，調査旅費以外で議員としての調査研究活動としてガソリン代金を要求することは一般的には考えにくく，使途基準に合致しない。また，議員の選挙地盤からかなり離れた場所へ頻繁に出向いているが，政務調査目的で同じ場所に頻繁に出向くことは不自然である。	46528
		タイヤ代	44100	44100	政務調査とは無縁の目的外支出というべきである。	44100
		車検修理代	63166	63166		63166
		科目総額	201300	201300		177792
	自己負担分		-85900	-85900		-85900
合計		628000	515159		369892	
E	研究研修費	全国都市問題会議	126790	126790	政務調査目的の支出を証明するものが何ら提出されておらず，全額が違法支出というべきである。	126790
		科目総額	126790	126790		126790
	資料購入費	第一法規，全国農業新聞，日本教育新聞，教育公論社（雑誌）等	248131	248131		248131
		科目総額	248131	248131		248131
	会議費	市政報告及び市民と語る会	241000	241000		241000
		科目総額	241000	241000		241000
	雑費	調査に係るガソリン代及び電話料金（台風などの被害調査，大雪による除雪状況の調査等）	55000	55000		55000
		科目総額	55000	55000		55000
自己負担分		-10921	-10921		-10921	
合計		660000	660000		660000	
F	調査旅費	交通・宿泊代金（サ株式会社）	29240	29240	どこへ何をしに行ったのが全く不明であり，私的観光旅行をしたと疑われる。	0

(別紙)

		クーポン代(シ株式会社)	74700	74700	〇町への旅行に係る支出であるとうかがわれるが、旅行目的が不明で、Lから〇町間の往復交通費以外のものも含まれていることがうかがわれる。	0
		つがる漬け4個他代(有限会社ス商店)	22750	22750	〇町への旅行に係る支出であるとうかがわれるが、政務調査との関連が全く不明で目的外支出というべきである。	0
		宿泊料(株式会社〇セントラルホテル)	15750	15750	L市〇町友好都市盟約締結20周年記念の〇町訪問の際のものであるから、目的外支出というべきである。	0
		山形県セ町行政視察経費	30309	30309	政務調査目的かどうか不明であるところ、みやげ代として8580円が計上されているなど、目的外支出というべきである。	0
		ガソリン代	41491	41491	計算ミスから金額が多く計上されている。明細書の内容が極めて大雑把であり、明細書そのものが金額に合わせて作成されたものと疑われる。	31118
		高速・有料道路料金及び駐車料	7550	7550	高速道路使用の必然性に疑問があるばかりか、政務調査目的に合致するものか不明であり、私的使用分の支出も疑われる。	7550
		科目総額	221790	221790		38668
	事務所費	賃借料	275000	275000	事務所には電話の設置、新聞の配達がなく、所在地も不明で電気料金の請求もないのであって、事務所の体をなしているのかさえ疑われる。	275000
		科目総額	275000	275000		275000
	自己負担分		-118548	-118548		-118548
	合計		378242	378242		195120
G	雑費	事務用品代	28081	28081	便せん6冊、5250円の筆等が含まれており、個人的使用についての支出も含まれていることが疑われる。	14040
		科目総額	28081	28081		14040
	合計		28081	28081		14040
H	雑費	ガソリン代	49805	49805	ガソリン代について、研究研修費、調査旅費以外で議員としての調査研究活動としてガソリン代金を要求することは一般的には考えにくく、使途基準に合致しない。また、たとえ議員専用車両に係るガソリン代であったとしても、当該車両が政務調査活動に限定して使用されたものであるとは認められず、目的外支出が疑われる。	37354

(別紙)

		事務所電気料金	59867	59867	電気の使用場所は議員の住所地であり、また、他の月との比較から、5月30日振替分については選挙活動に使用された事務所の電気料金も含まれていると思料され、住所地建物に設置された看板に「後援会連絡所」との記載があることから、目的外支出が疑われる。	59867
		科目総額	109672	109672		97221
		自己負担分	-81598	-81598		-81598
		合計	28074	28074		15623
I	研究研修費	年会費(タリんご支会)	16000	16000	大半が飲食を伴う懇親会等の会費や、年会費、祝儀と思われる支出であり、目的外であることが明らかである。	16000
		地区総集會負担金(タ土地改良区)	5000	5000		5000
		大会負担金	10000	10000		10000
		予小学校招待野球大会負担金	5000	5000		5000
		ツ190回忌法要竜味庵負担金	5000	5000		5000
		タねぶた同好会負担金	10000	10000		10000
		L建物管理組合總會負担金	5000	5000		5000
		L市体育協会祝賀会負担金	3000	3000		3000
		常任委員会と体育協会役員意見交換会負担金	5000	5000		5000
		予麵究会總會負担金	5000	5000		5000
		特別養護老人ホーム予会研修会負担金	5000	5000		5000
		商工会議所青年部總會参加費	8000	8000		8000

(別紙)

		L 隊友会新年交歓会 負担金	6000	6000		6000
		市町村議員と L 農協理事者との意見 交換会負担金	5000	5000		5000
		不明	-3000	-3000		-3000
		科目総額	90000	90000		90000
	事務所費	電話代他	55000	55000	電話は議員の自宅電話で目的外支出があったことが濃厚であり、電話 料金支払の証書が手書きで体裁が不自然である。また、義務づけられ た帳票の整理保管を怠っており、政務調査目的以外の支出を含んでい ることを自ら明らかにしたものである。 商店発行の領収書は何に 支出したものが不明である。	34620
		科目総額	55000	55000		34620
	雑費	ガソリン代及び事務 用品他	50000	50000	研究研修費、調査旅費以外で議員としての調査研究活動としてガソリ ン代金を要求することは一般的には考えにくく、使途基準に合致しな い。また、市役所及び土木事務所へ要望に行ったり日常的な議員活動 に車両を使用するなど、目的外支出がなされたことがうかがわれる。 領収書等が恣意的に作成されたとの疑念が払拭できない。	39935
		科目総額	50000	50000		39935
	自己負担分		-25000	-25000		-25000
	合計		170000	170000		139555
J	事務所費	事務所賃貸料	165000	165000	事務所の電気料金、電話料金等の支出がないから、事務所としての体 をなしていないと疑われ、事務所が政務調査目的のみに使用されてい たか全く説明されていない。	82500
		科目総額	165000	165000		82500
	自己負担分		-40808	-40808		-40808
	合計		124192	124192		41692